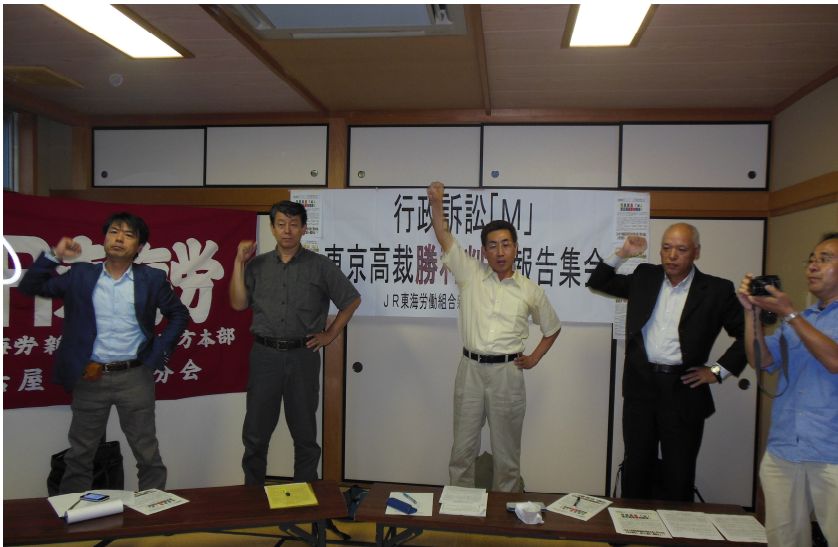


行政訴訟「M」東京高裁勝利！ 報告集会を開催！

10月2日、東京高等裁判所は行政訴訟「M」（名古屋車両所分会・掲示物不当撤去事件）で、会社側の主張を退け、中央労働委員会の下した命令の内7点中5点を支持した組合側の勝利判決を下しました。関西地本は勝利判決を受けて、牧野コミュニティセンターにおいて、関西地方本部主催の勝利判決報告集会を開催しました。



この行政訴訟「M」以前にも、会社による「組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去」に関する事件は、関西地本内でも4件、最高裁判所から組合側勝利の決定が下されています。組合掲示物の不当撤去については、これだけ「不当労働行為」との認定が続いているのです。会社は判決内容を真摯に受け止め、誠実に謝罪を行うべきではないでしょうか。



現在、大阪仕業検査車両所分会が「ボーナスカット理由の組合掲示物不当撤去」は不当労働行為であると闘っている府労委Pは、9月30日には第一回目の証人尋問が開始されています。会社による組合掲示物の不当撤去、労働組合への支配・介入の根絶に向けて、関西地本はこれからも闘って行きます。

会社は上告を断念し、即刻謝罪せよ！